

新川排水機場等操作業務委託仕様書

令和7年度

江戸川区

目 次

第1章 概要	1
1. 1 委託件名	1
1. 2 履行場所	1
1. 3 委託期間	1
1. 4 委託目的	1
1. 5 委託概要	1
1. 6 関係機関	1
第2章 総則	2
2. 1 総則	2
2. 2 疑義の解釈	2
2. 3 監督員	2
2. 4 法令等の遵守	2
2. 5 他の仕様書等の適用	2
2. 6 守秘義務	3
2. 7 提出書類	3
2. 8 業務計画書	3
2. 9 従事者	4
2. 10 代理人	4
2. 11 業務の一般事項	4
2. 12 電力、用水等	4
2. 13 発生材及び廃棄物等の処理	5
2. 14 施設等の取扱い	5
2. 15 業務遂行上の損害	5
2. 16 関係者からの苦情対応	5
2. 17 施設等への出入り	5
第3章 業務	6
3. 1 業務範囲	6
3. 2 業務日	7
3. 3 業務時間	8
3. 4 業務実施体制	8
3. 5 支給品及び貸与品	9
3. 6 受託者の準備品	9
3. 7 耐震工事との調整 について	10
第4章 その他	11
4. 1 後片付け	11
4. 2 業務委託の引継ぎ	11

4. 3	個人情報の取扱い	11
4. 4	情報セキュリティの確保	11
4. 5	再委託	11
4. 6	PCB使用機器の保管	11
4. 7	契約と支払い	11
第5章	安全管理	12
5. 1	一般事項	12
5. 2	安全点検	12
5. 3	事故防止	12
5. 4	安全教育	13

別紙	個人情報及び情報セキュリティ等に関する特記仕様書
別表-1	施設概要
別表-2	設備概要
別表-3	水門管理システムの階層と役割
別表-4	水防用無線局
別表-5	記録・報告
別表-6	備品リスト
別表-7	図面
別表-8	日常点検、定期点検業務要領表
別表-9	「水門排水機場管理基準第3部操作表」抜粋

第1章 概要

1. 1 委託件名

新川排水機場等操業業務委託(以下「本委託」という。)

1. 2 履行場所

(1) 新川排水機場 東京都江戸川区北葛西一丁目16番22号

(2) 新川東樋門施設(新川東樋門第一樋門を除く)
東京都江戸川区東葛西一丁目49番13号

1. 3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

1. 4 委託目的

本委託は、東京都(以下「都」という。)から江戸川区(以下「区」という。)に管理を委託された排水機場、新川東樋門施設を常時良好な状態において運転し、施設の円滑な運営を図ることを目的に行うものである。

1. 5 委託概要

日常巡視、日常点検、定期点検、定期運転、運転監視、緊急対応業務 一式

1. 6 関係機関

東京都江東治水事務所 水門管理課 水門管理センター(以下「センター」という。)

第2章 総則

2. 1 総則

新川排水機場等操作業務委託仕様書(以下本仕様書という。)は、本委託に適用する。また、本委託は「新川排水機場等操作業務委託」及び「新川排水機場等緊急対応業務委託」プロポーザルの提案書に基づき遂行するものとする。

2. 2 疑義の解釈

本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、区と協議のうえ定めるものとする。

2. 3 監督員

(1) 本委託の監督員は、次のとおりとする。

- ア 総括監督員
- イ 主任監督員
- ウ 担当監督員

(2) 受託者が行う監督員に対する委託上の権限の行使又は義務の履行については、担当監督員に対して行うものとする。ただし、担当監督員が不在又は欠けた場合は主任監督員に対し行い、主任監督員が不在又は欠けた場合は、総括監督員に対して行うものとする。

(3) 監督員が受託者に対する委託上の権限の行使又は義務の履行については、いずれの監督員も受託者に対して行うことができる。

2. 4 法令等の遵守

受託者は、業務履行にあたり、関係諸法令、条例、規則、都及び区の諸規定等を遵守しなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。

- (1) 河川法
- (2) 電気事業法
- (3) 電波法
- (4) 電気通信事業法
- (5) 建築基準法
- (6) 消防法
- (7) 労働基準法
- (8) 労働安全衛生法
- (9) 騒音規制法
- (10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (11) クレーン等安全規則

2. 5 他の仕様書等の適用

(1) 受託者は、東京都河川管理施設操作規則(以下「操作規則」という。)、東京都河川管理施設操作規則の実施細目(以下「実施細目」という。)、水門排水機場管理基準に基づき業務を実施する。

- (2) 業務の中で修理を行う場合は、以下の仕様書及び基準による。
- ア 東京都電気設備工事標準仕様書（東京都）
 - イ 東京都機械設備工事標準仕様書（東京都）
 - ウ 東京都建築工事標準仕様書（東京都）
 - エ 東京都土木工事標準仕様書（東京都）
 - オ 土木材料仕様書（東京都建設局）
 - カ ダム・堰施設技術基準（案）（一般社団法人 ダム・堰施設技術協会）
 - キ 水門鉄管技術基準（社団法人 水門鉄管協会）

2. 6 守秘義務

受託者は、区及び当該施設に関する業務上知り得た秘密や施設への出入りや点検等において、作業上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。なお、作業従事者へも、同様の内容を周知徹底すること。

また、契約図書を業務の施行のために使用する目的以外で第三者に使用させ、又はその内容を伝達してはならない。ただし、市販されている場合又はあらかじめ区の承諾を得た場合は、この限りでない。

2. 7 提出書類

- (1) 業務の施行に係わる提出書類の様式及び提出時期などは「受注者等提出書類処理基準」（江戸川区土木部）による。
- (2) 様式の定めのない書類を提出する場合は、監督員との協議による。
- ア 受託者は、提出した書類に変更が生じたときには、直ちに変更した書類を提出する。
 - イ 受託者は、委託業務に関して事故があった場合は直ちに区に報告し、区の調査に応じること。

2. 8 業務計画書

受託者は、業務の施行に先立ち、すみやかに業務計画書を提出する。なお、業務計画書には、次の事項を記載する。

- (1) 業務の実施計画
- (2) 緊急時対応計画
- (3) 業務従事者一覧表
 - ア 業務従事者一覧表（2. 9 (1)に記載の保有資格等を記載）
 - イ 資格免許等の写し

2. 9 従事者

(1) 点検及び運転監視業務の従事者

受託者は、委託締結後、以下の業務を実施する従事者を選任する。

従事者	資格（注）
施設の点検、排水機場等施設の運転（制御）及び、稼動状態の監視等の業務を行う者	・危険物取扱主任者（乙種第4類程度） ・クレーン運転士 ・第3級陸上特殊無線技士

注： 業務を行う時には、その業務を行うために必要な資格を有する者が従事する。

また、業務の従事者は、水門排水機場等電気及び機械設備の運転、保守点検業務、電気工作物の維持管理、保安業務などの知識や経験を有する者であることが望ましい。

2. 10 代理人

「代理人」とは契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うもので、業務及び技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する者とし、受託者が定めた者をいう。

- (1) 受託者はすみやかに現場作業を掌握するため、代理人を定め、区に通知しなければならない。また、代理人を変更する場合も同様とする。
- (2) 代理人は、受託業務履行の管理及び運営に必要な知識、技能、経験を有する者とする。
- (3) 代理人は、その業務の遂行上、常に監督員との連携を緊密にし、必要な連絡を行うものとする。

2. 11 業務の一般事項

- (1) 受託者は、業務の実施上やむを得ず停電、断水などを伴う作業を必要とする場合、その時期、作業方法、連絡手段などについて事前に監督員と十分に打合せ、承諾のうえ実施する。
- (2) 受託者は、業務中に機器の異常箇所を発見したときは、すみやかに監督員へ連絡するとともに、軽微な補修及び原因の調査を行い、業務報告書ならびに都の定める「不備箇所報告書」にその内容を明記し提出する。
なお、軽微な補修とは3. 5「支給品及び貸与品」3. 6「受託者の準備品」等を使用して受託者自ら修復することができる範囲の業務とする。
- (3) 受託者は、業務を行うに当たっては、その対象又は周辺に適切な養生を行い、汚損等の損害を与えた場合は、受託者の責任において復旧する。

2. 12 電力、用水等

- (1) 受託者が業務履行のため必要とする電力、用水及び燃料は、都及び区の業務に支障のない限り無償で支給する。但し、電力、用水及び燃料の使用に際しては省エネルギーの見地から節約に努める。
- (2) 電話使用料は受託者の負担とする。

2. 1 3 発生材及び廃棄物等の処理

業務履行に伴い発生する発生材及び廃棄物は、受託者の責任で処理する。

また、除塵機で集積した河川ごみについては、都の費用と責任により処理するまでの間、第三者に損害等の影響を与えることのないように管理する。

ただし、ホッパーに集積した河川ごみに占める水生植物の割合が半分以上の場合は、運搬車両等への積込については、受託者の対応とし、運搬処分については、区が行う。

2. 1 4 施設等の取扱い

受託者は、施設等を善良な管理のもと、責任を持って使用しなければならない。

2. 1 5 業務遂行上の損害

受託者は、点検整備等の業務遂行に伴い生じた施設等の損害については、負担しなければならない。ただし、その損害のうち、都又は区の責に帰すべき理由又は受託者が善良な管理の注意をもってしても通常避けることができない理由により生じた損害については、都又は区が負担する。

2. 1 6 関係者からの苦情対応

受託者は関係者、地域住民等から苦情があった場合は、すみやかに監督員に報告し、その指示のもと誠意をもってその解決にあたる。

2. 1 7 施設等への出入り

(1) 受託者は業務遂行のため作業現場や河川管理施設等への出入をする時は、受託者の責任において解錠、施錠を行うものとする。

また、業務終了時は不審者の侵入や場内の異常がないことを確認の上、退場するものとする。

(2) 受託者は河川管理施設等への出入をした時は、氏名及び時間を記した報告書を監督員に提出する。

第3章 業務

3. 1 業務範囲

本委託の業務範囲は次のとおりとする。

(1) 日常巡視業務

ア 日常巡視業務は、管理区域及び施設内の巡視を以下のとおり行う。

(ア) 新川排水機場 毎日 1回以上

(イ) 新川東樋門施設 毎週 1回以上 (注)

(注) 新川東樋門施設については、6月～9月の期間週2回以上の巡視を行う。

イ 日常巡視は設備外観、メーターの指示値、表示灯の点灯確認、異常音及び異臭等の発生有無、指示計器の指針確認及び記録、水漏れ、空気漏れの有無、他物との接触の確認及び管理区域内異常の確認等を目視により判断する。

ウ 光熱水費検針業務を毎月1日の前後3日程度内に月1回行う。

エ 巡視対象は別表-2「設備概要」による。

オ 快適な環境保持のため、管理区域内及び施設内の清掃、整理、整頓を行う。

カ 一日3回、新川排水機場内水の水質を測定及び記録する(溶存酸素濃度、水温、透視度、pH)。

(2) 日常点検、定期点検業務

日常点検、定期点検業務内容は別表-1「施設概要」、別表-2「設備概要」、別表-8「日常点検、定期点検業務要領表」による。

(3) 定期運転業務

排水機場設備は以下のとおり定期運転を行う。

ア 現場定期運転

排水機場及び樋門の現場の制御箇所から運転するもので、遠方(監視所)と機側の両方から行う。又、各部の運転動作確認、リミットスイッチの作動確認をあわせて行う。

イ 遠隔施設定期点検

新川東樋門施設の機器を新川排水機場からの遠隔監視制御により運転を行い、新川排水機場及び新川東樋門の遠隔監視制御機能を確認する。

ウ 定期運転の回数は以下を原則とし、「定期運転予定表」を提出し承諾を得て実施する。

(ア) 現場定期運転(新川排水機場、新川東樋門第二樋門) 1回/月

(イ) 遠隔施設定期運転(新川東樋門第二樋門) 1回/月

(4) 運転監視業務

運転監視業務は、排水機場等設備の安定且つ適切な運転を行うため、別表-9「水門排水機場管理基準第3部操作表」抜粋に基づき以下の業務を行う。

ア 排水機場等設備の操作

イ 気象、河川の流況及び水位、取水状況の監視

ウ 排水機場等設備の異常監視

エ 除塵機設備運転業務(除塵機操作に支障が出る障害物除去含む)

オ 浄化運転、水位管理業務

カ 非常時態勢業務

キ センター（別表-3記載）との無線業務

ク 上記の作業における監督員への報告

(5) 緊急対応業務

3. 1 (4)の業務について、通常の巡視・点検業務時間内に配置態勢等をとる場合は、本委託にて行う。また通常の巡視・点検業務時間外に臨時の配置態勢等をとる場合は、別途「新川排水機場等緊急対応業務委託」にて委託を行う。

対応時間は受託者の配置体制開始時刻から配置体制解除時刻までとする。実配置時刻とともに、緊急対応時間を確認できる報告書を提出すること。

(6) 記録及び報告

ア 提出が必要な記録及び報告の概要は別表-5「記録・報告」のとおりである。

なお、記録及び報告の様式は、監督員の承諾を受けて使用する。

イ 作業記録写真の撮影は、工事記録写真撮影基準（東京都建設局）に準ずる。

ウ 報告書類は毎月速やかに提出するものとする。

(7) その他

ア 受託者は点検等作業に従事するときは、その業務を行うために必要な資格を有する者が行うこと。

また、常に必要な従事者を配置できるようにするとともに、代理人は常に監督員からの指示、連絡がとれる態勢を確保するものとする。

イ 受託者は非常時態勢業務の際は、自発的に態勢業務に従事するとともに、区と相互に連絡を取り合い対応する。態勢業務中は、配置完了時（巡視・点検業務時間内に態勢を開始した場合を含む）、配置人数変更時、配置箇所変更時、配置態勢解除時等に、FAXによる報告を遅滞なく実施すること。

ウ 気象庁が発表する「台風経路図（台風5日進路予報）」の予報円に東京都区部が入った時、直近の勤務時間内に台風警戒態勢に備えた点検を実施する。なお、直近に勤務が無い場合は緊急対応業務に準じて扱う。

エ 各操作業務以外に、監督員の指示またはセンターから指示がある場合も操作を行う。

オ 性能調査、部品の取替え又は改修工事等が行われた場合は施工後、排水機場等設備の動作確認を行うために調整運転を行う。

カ 見学者等の受付、案内及び説明の対応をする。

キ 都又は区が実施する防災訓練に参加する。

ク 施設概要は別表-1「施設概要」のとおりである。

ケ 本業務を実施する設備は別表-2「設備概要」のとおりである。

コ 水門管理システムの階層と役割は別表-3「水門管理システムの階層と役割」のとおりである。

サ 水防用無線局は、別表-4「水防用無線局」のとおりである。

シ 下水道料金減免に係る減水量申告書の提出を行う。

3. 2 業務日

(1) 業務日

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの毎日、ただし別に記す日は除く。

(2) 業務を要しない日

1 1月1日から2月末日までの間の土曜日及び1 2月31日、1月1日は、業務を要しない日とする。

(3) 監視日

監視日とは、業務を要する日であるが原則として排水業務は行わず、日常巡視業務の他に水位の監視、水質の測定等を行う日を言い、1 1月1日から2月末日までの間の日曜日とする。

但し、暦上、前記で定めた業務を要しない日との連なりで排水業務を3日以上行わない場合、そのうち何れかの日程にて4時間程度の排水業務を行うものとする。日程は区と協議の上決定するものとする。

3. 3 業務時間

(1) 業務時間

9時00分から17時45分までの間で、3. 1に記載の業務（ただし3. 1(5)緊急対応を除く）を実施する。

(2) 排水ポンプ運転業務時間

原則、9時00分から17時30分まで

(3) 無線業務時間

業務日及び監視日の業務時間内及び緊急業務対応中に無線の運用を行う。

業務日については感度交換等を1回/日以上行い、水防態勢時や緊急対応業務中は適宜情報伝達を行う。

3. 4 業務実施体制

(1) 業務実施体制の確保

ア 日常巡視、日常点検及び定期点検業務作業にあたっては、電気事業法その他関連諸法規等を遵守すること。

イ この業務に従事するものは、設備管理業務に精通した者とする。

ウ 受託者は委託締結後直ちに「緊急時連絡組織表」を提出し、委託期間内常時（365日24時間）区から連絡・業務指示を受ける体制を確立すること。態勢業務に対応できる（履行場所に30分程度で到着できる）人員を準備すること。

エ 受託者は施設ごとの「点検業務要領書」を提出すること。

オ 他受託者及び請負工事業者との間で相互に協力し、的確な処置を施すこと。

カ 関係機関及び河川利用者への連絡は、原則としてセンターから行う。

キ 関係機関及び河川利用者から連絡を受けた場合、直ちに監督員へ連絡する。

ク 受託者は、都又は区が自ら実施する業務又は本委託以外の業務、工事の施行に伴い、運転及び業務実施方法の変更を必要とする場合はこれに協力する。

ケ 受託者は、水防を担うという水門管理事業の特殊性を理解し、水門管理システム全体の把握に努めるものとする。

(2) 委託対象範囲

下記の事項については、本委託の業務範囲外とする。

ア 重大な障害の復旧（受託者の過失によるものは除く。）

- イ 機器のオーバーホール、耐用限界を超えた主要機器の交換等
 - ウ 電気代理人の選任
 - エ 堆積土の調査
 - オ 樹木等の剪定
 - カ 法令点検（受水高置水槽、消火設備、地下タンク、自家用電気工作物等）
 - キ 除塵機で集積した河川ごみの処理（2. 1 3「発生材及び廃棄物等の処理」で都の費用と責任で処理するものとしたもの。）
 - ク 4. 6「PCB使用機器の保管」によるPCB使用機器の保管
- (3) 立会い
- 受託者は、下記の検査及び調査等が実施される際、監督員の指示に従い立会いを行う。
- ア 消防署等の関係官公署の検査
 - イ 監督員及び都の職員が実施する調査
 - ウ 電力会社等の工事

3. 5 支給品及び貸与品

受託者は、次の品目について都又は区から支給及び貸与を受ける。

- (1) 支給品は次のとおりである。
 - ア 特殊電球
- (2) 貸与品は次のとおりである。
 - ア 関係図書類
 - (ア) 完成図書（受変電設備工事、ポンプ設備工事、水門巻上機その他工事等）
 - (イ) 水門排水機場管理基準
 - (ウ) 電波法令集（書類、書物等の整理及び管理は受託者が行うこと。）
 - イ 特殊工具（機器の専用付属工具）
 - (ア) グリス注入機(MODEL：SGP-104)
 - ウ 鍵及び備品(別表-6「備品リスト」)
 - (ア) 鍵（MIWA、59WP3BAMQP、監視所〔新川排水機場〕、3個）
 - エ 新川東樋門に関する支給品及び貸与品
- (3) 受託者は、支給品及び貸与品の帳簿等を作成し、その使用量、保管状況を常時把握する。また、損傷、紛失のないよう受託者の責任において適正に管理する。

3. 6 受託者の準備品

業務上必要な次のものは、原則として受託者が準備する。

- (1) 点検調整、測定及び簡易な修理に用いる材料、工具及び測定機器類
- (2) 機器の潤滑油等の消耗品類
- (3) 各種事務用品及び事務用消耗品
- (4) 安全用具
- (5) その他業務環境整備用品、日用品等

3. 7 修景工事との調整について

新川東樋門施設では、スーパー堤防被覆修景工事が実施されている。当該工事の影響により業務内容に変更が生じる場合は、委託変更について協議するものとする。なお、修景工事の施工内容等の情報は、十分な余裕を持って提供するものとする。

3. 8 東京都発注工事との調整について

新川排水機場内で東京都発注工事が予定された場合には、施設運営に影響がないよう安全等について、調整を行うこと。

第4章 その他

4. 1 後片付け

受託者は、その日の業務終了に際し、業務に関連する部分の後片付け・清掃、使用機材の整理整頓、使用した電気、水、火気その他の安全確認を行う。

4. 2 業務委託の引継ぎ

受託者の変更時に当っては、新たな受託者と十分に引継ぎ業務を行い、当該業務に支障をきたすことのないように対処しなければならない。この際、必ず引継ぎ書を作成すること。

4. 3 個人情報の取り扱い

この委託における個人情報の取り扱いは、委託標準仕様書（東京都建設局）に規定されているもののほか、別紙「個人情報及び情報セキュリティ等に関する特記仕様書」によるものとする。

4. 4 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関して、受注者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針（令和元年6月1日施行）及び東京都サイバーセキュリティ対策基準（令和元年6月1日施行）と同様の水準での情報セキュリティを確保すること。

なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより区が被害を被った場合には、区は受託者に損害賠償を請求することができる。区が請求する損害賠償額は、区が実際に被った損害額とする。

4. 5 再委託

- (1) 受託者は、本業務等の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (3) 本委託業務等の再委託先である協力会社は、都及び区の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

4. 6 PCB使用機器の保管

PCB使用機器の保管は、法令に基づき都が責任を持って行う。

なお、PCBの含有が疑われる物品を発見した場合には、速やかに監督員へ報告する。

4. 7 契約と支払い

契約は総価契約とする。支払いは毎月の均等払いとするが、金額の端数調整が必要な場合は4月分で調整する。

第5章 安全管理

5. 1 一般事項

- (1) 受託者は、「労働安全衛生法」、「同施行令」、「同規則」その他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。
- (2) 受託者は、委託履行上の電撃、薬品類、毒性ガス、酸素欠乏空気、可燃性ガスなどについて必要な保安施設の設置、適切な施行方法の採用などに注意し、危険防止の措置を施すこと。
- (3) 受託者は、他の工事等と作業現場が隣接又は交錯する場合、常に相互に調整して安全管理に支障がないよう措置すること。
- (4) 受託者は、火薬、ガス、油類その他可燃性物質、放射性物質、劇物などの危険な物を使用する場合、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
- (5) 受託者は、監督員が安全を確保するために行う指示には相応の措置を取ること。
- (6) 受託者は、作業現場の秩序を保つとともに火災、盗難など事故防止の措置をとること。
- (7) 委託の履行中機械器具、材料などは、保安上の妨げとならないよう使用の都度整理し、不要なものは場外に搬出するなど、作業現場の整理整頓に努めること。
- (8) 受託者は、平素から気象情報などについて十分な注意を払い、豪雨、出水その他天災に対して、常に対処できるよう準備をしておくこと。

5. 2 安全点検

受託者は、作業現場の災害を未然に防止するため責任者（各責任者は腕章などをつける。）を定め、定期的に現場の整理整頓状態、使用機械器具、通路、仮設作業用具、作業員の服装などの点検を行うこと。

5. 3 事故防止

- (1) 受託者は、事故防止を図るため、安全対策を明確にし、受託者の責任で実施すること。
なお、受託者は、委託施行について安全管理上の障害を発見した場合、速やかに監督員に報告すること。
- (2) 酸素欠乏危険場所などの委託にあたっては、第2種酸素欠乏危険作業主任者を定め、作業前及び作業中の環境を測定記録するとともに、換気設備を設置するなどにより酸素欠乏又は有毒ガスによる事故防止に努めること。
- (3) 受託者は、作業場所に危険防止のための仮囲い、柵などの適切な施設を設置するとともに、夜間にあつては必要に応じて照明及び保安灯を点じ、さらに常時点灯するなど安全の確保につとめること。
また、作業区域内に車両、歩行者の通行があるときは、防護施設及び交通整理員を置き、これらの安全に十分対処すること。
- (4) 受託者は、作業の中断が生じた場合でも、その期間中作業場所における安全上の措置を十分講ずること。
- (5) 受託者は、資格を必要とする運搬機械、クレーン、車両などを取り扱う場合、有資格者を配置すること。
また、必要に応じて保安要員、誘導員などを配置すること。

- (6) 受託者は、委託作業における作業足場を常に安全な状態に保ち、安全用具（安全帯、安全ネット、保護帽等）を使用し、材料、工具などの落下防止及び作業員の墜落防止の措置をとること。
- (7) 受託者は、委託で使用する機械類の回転部分、コンベアなどの作業上危険な箇所に、巻き込み防止用カバー等を取り付けること。
- (8) 受託者は、荷あげ機械（ウインチ、クレーン、チェーンブロック等）におけるワイヤーロープの玉かけ方法、安全荷重などに注意し、定められた方法により適正に行うこと。

5. 4 安全教育

- (1) 受託者は、委託作業にあたり安全管理者を定め、(2)から(4)に示す安全指導、安全標示などを行い、常に作業員の安全に対する関心を高揚するよう努めること。
- (2) 受託者は、安全重点目標を定め作業員の参加する安全会議を積極的に開催することなどにより、作業員の安全教育に努めること。
- (3) 受託者は、作業予定、作業手順、注意事項などの周知徹底を図るため作業別のグループによる打合せを行うこと。
- (4) 受託者は、危険箇所に標示を行い、特に危険の多い作業や機械については、関係箇所に安全手順、取扱い上の注意事項などを掲示すること。